

平成19年3月30日

地域活性化応援隊・地域活性化伝道師制度の運用開始について

『地域活性化政策体系～「魅力ある地域」への変革に向けて～（平成19年2月5日「地域活性化策の推進に関する検討チーム」取りまとめ、同年2月6日「地域活性化に関する関係閣僚による会合」了承）』において、

省庁等が連携し、職員が自ら地域に出向くとともに、専門家を積極的に地域に派遣し、これまでの支援策を通じたノウハウを活用して出張相談を行い、取組を具体的かつ実質的なものへと後押しする「地域活性化応援隊」派遣制度を創設する。

・ 地域活性化応援隊：民間専門家等（地域活性化伝道師）200名以上、政府及び関係機関の職員を含め合計600名以上登録とされたことを踏まえ、今般、地域活性化応援隊・地域活性化伝道師制度の運用を開始することとしたので、概要及びその名簿を公表します。

地域活性化応援隊・地域活性化伝道師の概要

1. 地域活性化応援隊

地域からの相談に対し、適切な助言や取組事例の紹介を行うことができる民間専門家、行政関係者及び政府関係機関職員を対象として、地域活性化応援隊に登録（合計1342名）。

2. 地域活性化伝道師

地域活性化応援隊に登録された方のうち、民間専門家や一部の行政関係者等について、地域活性化応援隊の中核を担う地域活性化伝道師として選定（合計235名）。